

# 第55回沖縄県身体障害者スポーツ大会実施要綱

## 1. 目的

大会の開催は、県内の身体障害者がこの大会に参加し、競技等を通じスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

## 2. 主催

沖縄県 市町村 (社福) 沖縄県身体障害者福祉協会

## 3. 後援 (予定)

沖縄県市長会 沖縄県町村会 (社福) 沖縄県社会福祉協議会 沖縄県教育委員会

(公財) 沖縄県体育協会 (NPO法人) 沖縄県障がい者スポーツ協会

(社福) 沖縄県視覚障害者福祉協会 (一社) 沖縄県聴覚障害者協会

(一社) 沖縄陸上競技協会 沖縄県水泳連盟 沖縄県卓球協会 沖縄県アーチェリー協会

沖縄県身体障害者アーチェリー協会 沖縄県障害者フライングディスク協会

沖縄県障害者スポーツ指導者連絡協議会

## 4. 協賛 (予定)

(株) 琉球新報社 (株) 沖縄タイムス社 琉球放送 (株) 沖縄テレビ放送 (株)

(株) ラジオ沖縄 NHK沖縄放送局 (株) エフエム沖縄 琉球朝日放送 (株)

【順不同】

## 5. 開催期日・会場

開閉会式が行われる10月5日(土)を本大会とする。

開催期日	実施競技	会場名
令和元年8月3日(土)	アーチェリー競技	沖縄県立鏡が丘特別支援学校
令和元年8月24日(土)	卓球競技(一般)	沖縄県総合運動公園メインアリーナ
	卓球競技(STT)	沖縄県総合運動公園サブアリーナ
	水泳競技	沖縄県総合運動公園屋内プール
令和元年9月14日(土)	フライングディスク競技	沖縄県総合運動公園レクドーム
令和元年10月5日(土)	開会式・閉会式	沖縄県総合運動公園陸上競技場
	陸上競技	沖縄県総合運動公園陸上競技場

## 6. 参加者及び出場資格

- (1) 出場選手は次の条件を満たす者とする。
  - ア. 平成31年4月1日現在、13歳以上の者。
  - イ. 県内に居住し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。
  - ウ. その他の障害者手帳の交付を受けたもので参加を希望する者は、主催者において決定する。
  - エ. 大会の競技出場について、各福祉事務所、団体等の長が認めた者。
- (2) 競技参加が少なかった種目については、種目を中止することがある。  
ただし、成立しなかった種目については、申込団体と調整を行う。

## 7. 予定人員

選手 約800人  
役員 約500人

## 8. 競技規則

適用する競技規則は、2019年度全国障害者スポーツ大会競技規則及び別に定める競技別実施要領（一部県大会特別規定）によるものとする。

## 9. 競技・種目及び障害・年齢区分

- (1) 競技・種目及び障害区分は、大会競技規則第2条2<別表1>「全国障害者スポーツ大会競技・種目」のとおりとする。
- (2) 大会競技規則第2条3に定める年齢区分の基準日は、平成31年4月1日とする。
- (3) 個人競技は、アーチェリー及びフライングディスク競技を除き、年齢（平成31年4月1日現在）を1部〈39歳以下〉、2部〈40歳以上〉に分けて競技する。

## 10. 競技運営

- (1) 各競技における運営事項は、競技別実施要領に定める。
- (2) 出場選手が少ない競技・種目は、異なる障害区分または他の年齢区分の選手が同時に競技を行うことがある。この場合、順位の決定及び表彰は障害区分及び年齢区分別に行う。
- (3) 荒天時の取り扱いは別に定める。
- (4) その他、必要な事項は別に定める。

## 11. 参加申込み

- (1) 沖身協ホームページより所定の参加申込書をダウンロードし必要事項を記入後、主催者指定の期日までにメールで送信し申し込むものとする。
- (2) 申込期限及び申込先は別途にて記載するものとする。
- (3) 各福祉事務所、団体等の申込みに基づき、主催者において決定する。
- (4) 申込み後の変更については、原則として認めないものとする。

## 12. 番号布

- (1) 番号布（ナンバーカード）は主催者が準備し、各団体へ配布する。
- (2) 障害が重複している場合には、出場する障害部門の色の番号布を使用し、布の下端5cmを他の重複する障害部門の色を表示する。
- (3) 選手は競技服装に必ず番号布を付けるものとする。
- (4) 番号布の布地の色は障害別に次のとおり色分けし、数字は黒色とする。

ア	肢体不自由	白色
イ	視覚障害	緑色
ウ	聴覚・平衡・音声・言語機能障害	黄色
エ	内部障害（ぼうこう又は直腸機能障害）	水色
オ	知的障害	桃色
カ	精神障害	茶色

## 13. 参加費用

- (1) 大会参加に係る選手・役員等の費用については、各団体において負担するものとする。
- (2) 損害保険等加入については、大会参加に係る選手において全社協のボランティア行事用保険に加入するため、選手の人数を記入して参加申込書の提出を行うこと。

## 14. 健康・安全管理

- (1) 参加者の健康・安全面については、各団体及び参加者で十分配慮すること。
- (2) 大会開催中の怪我、事故等については主催者で応急の処置のみを行う。

## 15. 大会役員

大会役員は概ね次のとおりとする。

大会名誉会長	沖縄県知事
大会長	沖縄県身体障害者福祉協会会長
大会副会長	開催地市町村長 沖縄県子ども生活福祉部長 沖縄県障がい者スポーツ協会理事長 沖縄県視覚障害者福祉協会会長
大会委員	沖縄県子ども生活福祉部子ども福祉統括官 沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長 沖縄県身体障害者福祉協会常務理事

## 16. その他

この要綱に定めるもののほか、競技運営上必要な事項は、競技ごとに競技運営協力団体と協議のうえ、競技別実施要領に定める。